

第9回特定外来生物等分類群専門家グループ会合（爬虫類・両生類）

議事録

1. 日時 令和4年9月22日（木）10:30～12:00

2. 場所 オンライン会議（Cisco Webex Events）

3. 出席者

（座長） 長谷川 雅美

（委員） 戸田 光彦 安川 雄一郎

（環境省） 大林外来生物対策室室長

水崎外来生物対策室室長補佐（総括）

高瀬外来生物対策室室長補佐

武藤外来生物対策室野生生物専門官

堀江外来生物対策室係長

（農林水産省） 古林大臣官房みどりの食料システム戦略グループ課長補佐

湊谷大臣官房みどりの食料システム戦略グループ係員

4. 議事

【事務局】 それでは、定刻となりましたので、ただいまより第9回特定外来生物等分類群専門家グループ会合（爬虫類・両生類）を開催いたします。

進行を務めさせていただきます自然環境研究センターの邑井と申します。よろしくお願いいたします。

まず、開会に当たりまして、環境省自然環境局野生生物課外来生物対策室の大林室長より御挨拶をいただきます。よろしくお願いいたします。

【環境省 大林外来生物対策室長】 ただいま御紹介にあずかりました環境省外来生物対策室長の大林と申します。

今回の会議でお話いただく案件に関しましては、アカミミガメとなります。アカミミガメに関しましては、この外来生物法が成立したときの初期の段階から、特定外来生物として指定して規制したほうがいいんじゃないかということがございました。その当時の会議等の議事録等を見ておりますと、まず非常に多くの方が家庭で飼われているということ、そして、今の特定外来生物の仕組みですと、飼育等も禁止。もちろん今飼っているも

のに関しては許可が取れるんですけども、そういうことをやってしまうと野外に放出されてしまうんじゃないか。また、さらにアカミミガメの影響につきまして、まだ知見が足りない、どのくらい影響を与えているか分からないということがあり指定に至りませんでした。その後で生態系に影響を与えているということがはっきりと分かってきました。また、環境省のほうでもアカミミガメのキャンペーンをずっとやってきておりまして、また今回、外来生物法の改正で新たな仕組みをつくる、一部の規制の適用を除外することができるようになりまして、今回やっとステージが整ったということでございます。

それを踏まえまして、アカミミガメをどのように考えていくかということが今日の議論の中心になります。実際、特定外来生物として非常に影響を与えているということはあれなんですけれども、どのような規制をするか、今後どのようなことに気をつけていかないといけないかということに関しまして、今日は中心にお聞きしたいと思っておりますので、忌憚なき意見をよろしくお聞きしたいと思っております。

【事務局】 室長、ありがとうございます。

続きまして出席者の御紹介をさせていただきます。事前にお配りしております委員名簿の順に皆様のお名前を読み上げさせていただきます。

まず、いのかしら公園動物病院院長の石橋徹委員ですが、本日所用のため欠席されておりますが、事前にコメントをいただいておりますので、後ほど一部御紹介させていただきますと思います。

次に、一般財団法人自然環境研究センター研究主幹の戸田光彦委員です。

【戸田委員】 戸田です。よろしくお願いいたします。

【事務局】 続きまして、東邦大学理学部教授の長谷川雅美委員です。

【長谷川委員】 長谷川です。よろしくお願いいたします。

【事務局】 続きまして、高田爬虫類研究所研究員の安川雄一郎委員です。

【安川委員】 よろしくお聞きします。

【事務局】 お願いします。ありがとうございます。

委員につきましては以上4名となります。

続きまして、環境省自然環境局野生生物課外来生物対策室の御出席者の方を御紹介いたします。

まず、先ほど御挨拶いただきました大林室長です。

【大林室長】 よろしくお聞きします。

【事務局】 続きまして、水崎総括です。

【環境省 外来生物対策室水崎室長補佐（総括）】 水崎です。よろしくお願いいたします。

【事務局】 続きまして、高瀬補佐です。

【環境省 外来生物対策室高瀬室長補佐】 高瀬です。よろしくお願いいたします。

【事務局】 武藤専門官です。

【環境省 外来生物対策室武藤野生生物専門官】 武藤です。よろしくお願いいたします。

【事務局】 堀江係長です。

【環境省 外来生物対策室堀江係長】 堀江です。よろしくお願いいたします。

【事務局】 続きまして、農林水産省から大臣官房みどりの食料システム戦略グループから古林課長補佐です。古林様は、接続がまだのようですので、続きまして、湊谷係員でございます。

【農林水産省 みどりの食料システム戦略グループ湊谷係員】 湊谷です。よろしくお願いいたします。

【事務局】 よろしく申し上げます。ありがとうございます。

そのほかに事務局として自然環境研究センターが出席しております。

なお、本日は新型コロナウイルス感染拡大防止の観点からウェブ会議形式で開催させていただいております。御発言の際には挙手ボタンを押していただき、座長の指名がありましたら、マイクとカメラをオンにして御発言いただけますようお願いいたします。委員の皆様につきましては、カメラは常時オンにしていただいております。

続いて、資料の確認をさせていただきます。出席者の皆様には事前にお送りしているかと思っておりますけれども、資料一覧のとおり資料1から4までと参考資料1から6までをそれぞれPDFファイルにて配付させていただいておりますので御確認ください。また、会議中は資料を画面にて共有させていただきます。

なお、本日の会議は公開形式での開催となっております。事前に傍聴者を募り、申込みをされた方にはオンラインで傍聴いただいております。

また、議事録、議事概要につきましては、後日出席者に事前確認の上、発言者名を記載したものを公開させていただきますので、御承知おきください。

なお、本会議の録画・録音は御遠慮いただいております。また、報道関係者による冒頭の録画につきましては、ここまでとさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

す。

それでは、本会議の座長についてですが、これまで長谷川委員にお願いしておりましたので、今回も長谷川委員にお願いしたいと思いますが、それでよろしいでしょうか。

(異議なし)

【事務局】 ありがとうございます。では、御賛同いただきましたので、ここからの進行は長谷川座長にお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

【長谷川座長】 皆さん、改めておはようございます。先ほど大林室長さんから、これまでの経緯の概略をお話いただきました。いろんな条件が整い、今回アカミミガメの指定をすることができる状態になりましたということで、この会議で委員の皆さんと議論して、よりよいものにしていくための場としたいと思いますので、どうぞよろしく願いします。

それでは、早速議事に入らせていただいて、議事(1)今回の指定の考え方について、環境省さんから説明をお願いいたします。

【高瀬補佐】 環境省外来生物対策室の高瀬でございます。資料1を用いながら御説明させていただきます。

1番、今回行う特定外来生物の指定等に係る検討方針についてというところですが、本年5月に改正外来生物法が成立しまして、これまでの特定外来生物に加えて、緊急の対処が必要な外来生物について新たに要緊急対処特定外来生物として指定できるようになりました。また、法附則の第5条において、新たに特定外来生物に指定するものうち、指定により生態系等への被害の防止に支障を及ぼすおそれがあるものについては、当分の間、一部の規制を適用除外することができるようになりました。

これらを踏まえまして、今後、要緊急対処特定外来生物へ指定する特定外来生物、一部の規制を適用除外とすることを前提に指定する特定外来生物へ指定すべき外来生物及び適用除外とする規定の範囲の検討を行う方針であります。

本日の特定外来生物等分類群専門家グループ会合(爬虫類・両生類)の会議においては、この「一部の規制を適用除外とすることを前提に指定する特定外来生物へ指定すべき外来生物」としまして、アカミミガメを指定候補として挙げさせていただいて御議論いただければと思っております。

改正法で可能となりました内容につきまして、資料に沿ってもう少し詳細に御説明させていただきます。

2番の今回の検討課題のところを御覧いただければと思います。生態系等に係る被害の程度から特定外来生物に指定することが相当とされる生物であるものの、広く一般的に飼育されている等の理由から、特定外来生物に係る規定を全て適用した場合、許可手続の煩雑さや違反時の罰則へのおそれにより、許可を得ない飼養等や放出等が誘発され、かえって生態系等への被害が拡大するおそれがある外来生物が存在するとき、これらの生物については、法附則第5条により、当分の間、特定外来生物に指定した上で、政令で特定外来生物に係る規定の一部を適用除外とすることが可能となりました。また、先日20日に閣議決定した特定外来生物被害防止基本方針において、特定外来生物に係る規定の一部を適用しない特定外来生物の選定等に関する基本的な考え方が定められております。まさに今回、指定候補としておりますアカミミガメにつきましては、生態系への被害とか一度放出されるとなかなか駆除ができないという状況がある中で、以前から特定外来生物に指定することで法に基づく規制等をしたい、あるいは防除等を進めたいという思いがあったわけですけれども、適用除外がない限り、御紹介したような野外への放出等の誘発のリスクがあったことから、なかなか指定ができませんでした。まさに今回の法改正によって、そういった課題が解消されましたので、今回の指定候補としてアカミミガメを選定させていただければと考えております。

それから、資料には書いておりませんが、以前の認識として、飼育者が大量に遺棄してしまうおそれのほかに、輸入に関するWTO等との調整という課題もあったと認識しております。これは、以前は年間100万匹程度のアカミミガメが輸入されていると思われたところですが、近年はこれが5万匹以下の取引というふうに減ってきているということで、ある程度解消されておりますし、アカミミガメを野外に放置すべきではないというような普及啓発も進んでおりますし、今回の法改正で国内の取扱いについて規制できるようになったことから、後ほど御紹介しますけれども、海外のWTO等との調整もスムーズにいくだろうという見通しもあるものですから、今となっては輸入に関する課題は一応解消されているという認識の下に、ここでは放出等の課題について触れさせていただいているところであります。

今後のスケジュールについて御紹介させていただきます。

本日の会合が専門家グループ会合という会合ですが、この後、本日の検討結果も踏まえまして、10月中旬に開催予定の全体会合において今回の法改正に関連するヒアリとかアメリカザリガニの取扱いも併せて改めて検討するということになっております。アカ

ミミガメに関しましては、パブリックコメントを実施した後にSPS通報。これが、輸入に関する規制を設けることで海外の貿易にある程度規制をかけることになるので、関係国の意見照会をするという手続になっておりまして、特定外来生物に指定するときには毎度こういった手続をしておりますので、今回も同様にさせていただくことを想定しております。最終的には、来年、令和5年の春から夏頃に政令を施行するという考えてございます。

資料1の御説明は以上になります。進行を座長にお返ししたいと思います。よろしくお願いいたします。

【長谷川座長】 資料に基づいて今回の特定外来生物の指定に係る基本方針とその背景等について御説明いただきました。大体10分ぐらい質疑応答をさせていただきたいと思いますが、委員の皆さん、特にもし事務局のほうで石橋委員さんからあらかじめいただいたコメントがこの内容に関わることであれば御紹介いただいて、あるいは、ここではなくてもっと細部に関係することであつたら、また適切なところで紹介いただければと思うんですけども、いかがでしょうか。

【高瀬補佐】 冒頭で、石橋先生の御意見について後ほど御紹介するという御案内がありましたけれども、先生の御意見を精査しましたところ、先日閣議決定しました基本方針に関するご意見として受け止めておりまして、御意見として受け止めさせていただいて、ここでの御紹介は省略させていただければと思っております。

【長谷川座長】 今説明いただいた内容でカバーできていますという理解ですね。

【高瀬補佐】 今回の議論の対象としております内容と完全に合致するような内容ではなかったものですから、また先生と直接やり取りさせていただいてというような扱いにさせていただければと思っております。

【長谷川座長】 分かりました。傍聴されている方もいらっしゃるので、今の説明の内容でもうちょっとちゃんと聞いておきたいとか確認しておきたいということもあるかと思っておりますので、安川委員、戸田委員、いかがでしょうか。安川委員、お願いします。

【安川委員】 特にこの部分に関してはないです。

【長谷川座長】 ありがとうございます。

【戸田委員】 冒頭に大林室長からお話があったとおり、やはりずっといろいろ準備をして情報を整えて、しかも、法律を改正して、今回やっとアカミミガメが扱えるようになった。内容については次の議事で検討すると思っておりますけれども、そこはまず素直に大きな進

歩だなどと思います。外来生物法に関しては罰則も重いですし、特定外来生物に指定されるかされないかですごく扱いが違っていて、昨日まで普通に飼育していたものが今日から特定外来生物になりましたとか、定着しているものに関しては、裏庭に生息している分には全然問題ないのに、それを持ってきて水槽に入れた途端に罰金ですとかという、その辺のギャップがなかなか埋まらないということは、罰則が重いゆえに、ちょっと使いにくい側面があった。そこが今回、資料1で御説明いただいたとおり、政令で特定外来生物に係る規制の一部を適用除外にすることが可能になったというのは非常に柔軟な対応が可能になったということだと思いますし、今後の課題として、この資料に出ているアカミミガメ、アメリカザリガニだけでいいのかどうかということも含めて、より柔軟にこの法律を使えるように引き続き検討していく必要があるのかなと思いました。

一般論ですが、以上です。

【長谷川座長】 ありがとうございます。私も、とにかくきちんと輸入を差し止めできるということはとても大事だなどと思っています。どんなに国内で防除の努力をしても、引き続き少数であったとしても入ってきてしまうということであれば元の木阿弥ということにもなりかねないので、入り口をきちんと閉めるということが、そもそもの特定外来生物の取組のスタートだったと思うので、そこが対応できる段階になったということは非常に大きな進歩かなと思います。あとは、それをどう運用しながら日本の自然をよくしていくのかということに私たちはどう努力できるか、そこにどのように法律のサポートも受けながら取り組んでいくのかなと思います。なので、資料1に関しての御準備いただいた内容については、おおむね委員の皆さんも了解いただけたと思います。

それでは、この内容をさらにどういうふうに運用していくのかということに関して、微に入り細に入りということも含めて、委員の皆さんから、私も含めて議論を進めていきたいと思います。

それでは、よろしいでしょうか。次の議事(2)特定外来生物(爬虫類・両生類)の選定についてということで進みたいと思いますので、環境省さんの説明をお願いいたします。

【高瀬補佐】 ここでは資料2から4まで御説明するものと思いますけれども、まずは私のほうから資料2について御説明させていただきます。

御覧いただいているのが資料2ですけれども、こちらは特定外来生物に指定する際には、毎回こういった形で外来生物に係る科学的な情報を取りまとめているところがございます。今回はその議論の対象でありますアカミミガメについて取りまとめております。

次のページを御覧いただければと思います。前半に分類ですとか生息状況についての情報が書かれております。時間の関係で全てを読み上げることはいたしませんけれども、ポイントとしましては、評価の理由のところを御覧いただければと思います。これが特定外来生物に指定する直接的な考え方になってくると認識しております。

読み上げさせていただきますと、全国各地に定着しておりまして、在来カメ類と競合するということ、それから、在来カメ類に影響を及ぼす。それから、食性が多岐にわたるため在来生物群集に大きな影響を与えると考えられるということでもあります。これが生態系に与える影響ということで書かせていただいております。

それから、一度入るとなかなか対処しづらいということで、その後、事実関係を書かせていただいておりますけれども、読み上げさせていただきますと、ペットとして大量に輸入された過去がありまして、2019年時点の飼育数は約110万世帯で160万匹、野外では約930万個体が生息すると推定されておりまして、飼育個体の放逐による拡散リスクがございます。頑強で汚染に強く、都市部の汚れた水域でも生存できるため、一度放逐されると定着する可能性が高い点も脅威と考えております。評価の理由としましては、このように考えてございます。

そのほか、その後に農林水産業に係る被害についても事実関係を御紹介しておりますのと、先ほど座長からも御指摘がありましたが、次のページを御覧いただきますと、社会的要因というところの1ポツで輸入関係の状況についても触れさせていただいております。

簡単ですが、資料2についてはこのような説明とさせていただきます。

続いて、資料3の御説明に移らせていただいたほうがよろしいでしょうか。一度意見交換等されますでしょうか。

【長谷川座長】 一連のものだと思いますので、説明のほうは、まずやっていただけてしまったほうがいいのかと思いますが、どうでしょうか。

【安川委員】 問題ないと思います。

【水崎総括】 では、外来生物対策室の水崎から資料3を説明させていただきます。よろしく願いいたします。

まず、資料3の上の囲みのところですがけれども、こちらが一昨日、閣議決定されました法律に基づく基本方針の中で、今回のアカミミガメとかザリガニに関する適用除外の規定について書いたところがございます。こちらの中段のところにありますけれども、こういった適用を除外する特定外来生物を選ぶ際に、どんな規制を適用除外にするのかといった

ところも一緒に検討を行いますということと、その太字の次の4～5行に書いてありますけれども、法律上「当分の間」適用を除外すると書いておりますけれども、この「当分の間」というのは、あらかじめ設定することも可能ではあるんですけれども、今回、アカミミガメに関しましては、かなり幅広く野外にもいるということもありますので、いつまでこの規制を除外するのかということは、飼育とか野外の様子を見ながら解除の時期を検討できればということを考えてございます。

続きまして、適用を除外する規定の案というところですが、細かくは別紙のほうでとは思いますが、この資料の中では、法律の第4条（飼養等の禁止）、これは飼養だけではなくて生きたままの運搬も含めて飼養等と書いてありますが、こういったところを一部を適用除外する。また、2ページ目では、その主な理由について、放出が増えるとか、そういったことを書かせていただいております。

続いて、その下第8条（譲渡しの禁止）ということで、渡したり受け取ったりすることに関しての法8条についても、一部適用除外について同様にやりたいと考えてございます。

実際どういった規制になるかというのは、文章ではなかなか分かりづらいと思いますので、資料3の別紙で御説明させていただきます。こちらの資料でございますけれども、特定外来生物（現行）とアカミミガメと書いておまして、上の行、特定外来生物（現行）のほうが従来の特特定外来生物にかかっている規制でございます。飼養等、輸入、譲渡し等、放出、これらが全て許可なくやることはできないという形となっております。

どういった場合に許可が出せるかというのは、飼養等のところの※1に書いてありますが、学術研究、展示、教育、生業の維持、あるいは一般的な特定外来生物の場合は、指定の際にペットとして飼っていたものについては、その個体に限って許可を受けて飼育を続けられるという規定がございます。

アカミミガメのほうで想定しておるところは、先ほど申し上げましたとおり飼養等のところと譲渡し等、ここについて一部、○と書いてあるところを適用除外にしたいと考えております。

アカミミガメの欄の、まず飼養等のところ、どういった規制を逆に残すのかということですが、販売とか頒布で、頒布というのは無料であっても幅広く不特定多数の方に配る行為等を指してございます。こういった行為に関しては、これまでの特定外来生物と同様に許可申請をしていただくことを想定してございます。

なお、販売・頒布という中に商業目的で特定外来生物を繁殖する場合については、死んだ個体、加工品とかを販売・頒布する場合も含めるということで考えております。これは、どちらかというとかメというよりはザリガニのほうで、例えば加工したザリガニの缶詰とかを販売するために、商業的に繁殖させることを目的として飼育する場合は、同じく許可申請が必要という取扱いを考えてございます。

続いて、飼養等のその他の目的ですけれども、こちらは「許可不要」と一旦書いてはいるんですけれども、但し書きとしまして、「業として行う場合は飼養等基準を遵守する場合に限る」と書いております。こちらにつきましては、業として行う場合は許可申請、申請手続は要りませんが、逃がさないための飼養等基準は守っていただく。逃げない施設で飼っていただくという法律上の義務を置きたいと考えております。具体的には、例えば販売とかはしないけれども、水族館で展示をするとか、学校で教育目的で飼育をするとか、そういったようなことが想定されると考えております。ですので、繰り返しですけれども、販売をする人は許可申請が要りますし、販売はしないけれども、業として水族館で展示するとか、業として飼育する場合は逃げない施設で飼っていただく必要がある。そのほか、ごく一般の方がペットとして飼うようなケースについては手続や基準遵守の義務は特段発生しないと考えております。もちろん一般の方にも、逃がさないように飼ってくださいという周知はしていこうと考えております。

輸入、また放出については、特定外来生物と同様の規制で、許可がないとできないと想定しております。

最後、譲渡し等ですけれども、こちらは受け取るほうも規制がかかっておりますので、販売、購入、頒布の場合については許可申請が必要となりますので、先ほど飼養等許可が出る条件を左上の欄の※1で書いておりますけれども、学術研究とか、こういった目的での許可をもらわないと販売・購入・頒布はできないと想定しております。

そのほか、例えば無償でお友達にあげるとか、そういったものについては許可等は特段不要で、規制はかけないと考えております。ですので、広く一般の市民の方にどういう規制がかかるかという観点でいいますと、これまで飼っているアカミミガメをそのまま飼い続けたり、外から捕まえてきて飼うとか、お友達に無償であげるとか、そういったことに関しては特段規制がかからない。ただし、外に逃がす放出については、一般の方も含めて規制がかかるというような立てつけを想定してございます。

資料3については以上となります。

【高瀬補佐】 よろしければ資料4について御説明させていただければと思います。

まず、この資料ですけれども、新たに種類名証明書の対象として、アカミミガメ属の全種を追加しようという内容になっております。傍聴いただいている方もいらっしゃるので、再度、基礎的なところから御説明させていただきますと、先ほども御紹介させていただきましたが、外来生物法では特定外来生物を輸入することは原則として禁止されておりますけれども、あらかじめ学術研究、展示、教育、生業の維持等の目的で飼養等の許可を受けている人に限って輸入することができることになっておりますが、その特定外来生物に似た生物の輸入を行う際には、輸入しようとする生物の種類名、数量が記載された種類名証明書を税関で提出する必要があるがございます。その対象として、アカミミガメ属の全種を新たに追加しようというような内容になっております。

資料でいいますと、一番下の欄に下線を引いておりますけれども、こちらを今回修正しているということがございます。

私からの説明は以上ですけれども、資料4につきましては、後ほどの議論が必要であれば自然環境研究センター様からも補足等いただければ幸いです。

説明は以上です。よろしく申し上げます。

【長谷川座長】 ありがとうございます。それでは、委員の皆さんから御意見をいただきたいんですけれども、特定外来種に指定する目的は、基本は日本の自然をどうやって守ってより良くしていくのか、そこに阻害となるような外来種はできるだけ入れない。かつ、入ってしまったらびこってしまったものについては、防除するなりして自然を再生していきましょうということで、そこに役立つような法律の体系ですというふうに理解しています。輸入を止めるということがまず第一で、これから日本の中に大分増えてしまっているものをどうやって縮小させていくのだろうかということに、この適用除外の案とか、こういったものがうまく運用されていくということが、とても大事なことなんじゃないかと思っております。

また、資料4で紹介されていたことについては、僕もまだ不案内なことが多いんですけれども、様々な品種改良によって交雑をして、自然界にはないようなカメを作ったりしながら、それを楽しむ人たちがいて、どうかなという気持ちもあるんですけど、そういった可能性のある種類に関して、また、新しく創出された品種が自然界に放出された際に、それがまた問題を起こすということがあれば、あらかじめそうしないようにしようということで、アカミミガメ属については、あらかじめ未判定外来生物としてのリストに載せ

ておきましょうという立てつけかと思えます。これも含めて全体は相互に関連する内容でもありますので、委員の皆さんと議論を進めていきたいと思えますが、いかがでしょうか。

大量放出という問題があって、現在約900万のカメが野生にいます。潜在的に160万います。合わせて1000万ということですが、これがこれ以上増えないようにというのが基本で、160万放出されてしまったら、それが2000万になってしまうということもあるから、そこを飼いつけてもらいましょうというための適用除外と理解しています。

手を挙げていただいたのは環境省さんで、その次に安川委員からで、すみませんが、お2人続けて発言いただきたいと思えます。まず、環境省さんからお願いします。

【高瀬補佐】 1点、先ほど座長は未判定外来生物にアカミミガメ属の全種を指定するというような説明をされたのですが、今回、未判定外来生物については特に追加する予定はございませんので、補足させていただきます。

【長谷川座長】 分かりました。ちょっと勘違いしておりました。安川委員、お願いします。

【安川委員】 資料4の種類名証明書添付ですが、アカミミガメに関しては比較的近縁のニシキガメ属とかクーターガメ属（クーターガメ類とアカハラガメ類を含む）とは交雑が生じる可能性がありまして、飼育下でニシキガメ属はそこまで多くないんですけれども、クーターガメ属との交雑個体が存在します。まれにそれが流通する場合がありますし、アカミミガメで今いろんな色彩変異が固定されていまして、かなり高価に取引されているものもあります。そういうのを近縁のクーターガメ属に導入しようとして交雑個体を作る試みが将来的に行われる可能性がありますので、種類名証明書添付のところにアカミミガメ属だけではなくて、アカミミガメとの交雑、種間雑種によって生じた生物を加えるほうが妥当かなと思っています。

【長谷川座長】 ありがとうございます。いろいろな創出された品種が、例えばメダカとかだと、野外に行ってたくましく生き延びていくのか、それとも、これは脆弱なので絶対野外では生きていけないだろうというのがあって、野外で生きていけないだろうというのは目をつぶるかみみたいな声もあるかもしれませんが、そのあたりはどうですか。分かっているんでしょうね。

【安川委員】 アルビノとかに関しては、カメはかなり日光浴をさせないとともに生きない生き物ですので、日光浴を行うことが難しいアルビノのアカミミガメに関しては成長

異常とかが生じやすく、餌などを工夫しないとうまく育たないということもあるみたい
です。ただ、カラーバリエーションの中には、もう少し頑健そうなものもいまして、そう
いうものに関しては、もしかしたら入り込む可能性がある。それと、アカミミガメ自体は
今非常に安価に売買されていますけれども、色彩変異のものに関しては非常に高価なの
で、それが繁殖の比較的簡単なクーターガメ属にその形質をうまく導入することができれ
ば、多分大もうけができるはずで、そういう試みが盛んになったりする可能性があるんで
すね。実際、香港とかでそういうことをやっている人がいるというような話も聞いたこと
があります。

そういうことを考えると、ハナガメのところに入れてような形でのアカミミガメと他の
ヌマガメ科カメ類との雑種についても、種類名証明が添付されるほうがいいのではないかと
考えています。

あともう1点、やはり数が非常に多くて、場所によっては日光浴をしている場所でひし
めいているような感じぐらいたくさんいるようなところもあるので、その駆除に関して
は、既に駆除対策を行っている特定外来種はアノールトカゲとかマングースとかいろいろ
とありますが、アカミミガメそのものの野外からの駆除に関しても、やっぱり一定の対策と
いうか、ある程度予算をかけて積極的に取り除くなり、あるいはそういうことを試みよう
とする人に国の側から助成を行うような形を併用していかないと、既に出ている数が膨大
過ぎるので、それが流通を止めただけではなかなか単純に減少はしないと思いますので、
そのあたりのことが実際に数を減らしていくためにはどうしても必要になってくると考え
ています。以上です。

【長谷川座長】 ありがとうございます。今御指摘いただいたようなことが懸念されるに
せよ、まずはここまでの段階の法的なところにのせていくというところは、とても大事な
ことだということですよ。それにプラスしてのことについては、今回どこまで付け加え
ることができるかということは、それも含めて、今手を挙げていただいていますので、戸
田委員から併せて御意見をいただけるとありがたいと思います。よろしくお願ひします。

【戸田委員】 資料4から入りましたので、まずこの資料4の部分について少しお話をし
たいと思います。先ほどの安川委員の他の属との交雑のものも入れたほうがいいというの
は、確かにそうなのかもしれないんですけども、種類名証明書添付生物というのは、そ
れ自体は特に被害を及ぼしたりすることはないので、普通に流通とか利用してもよいけれ
ども、見た目が特定外来生物とよく似ているので、見分けるために種類名をつけた状態で

輸入しなければいけないものと理解しています。そうすると、アカミミガメ属とクーターガメ属との交雑のものは*Trachemys scripta*とかなり似ていて紛らわしいものと考えてよろしいのでしょうか。そうであれば、この中に加えるべきだと思います。

【安川委員】 かなり似た個体が存在しています。

【戸田委員】 なるほど。分かりました。じゃ、そこはそういう扱いですかね。資料4のついでですけれども、爬虫類でいうと、例えばオオガシラ属のいくつかが特定外来生物になっているものに対する種類名証明書添付生物として、かなり系統的には違うチャマダラヘビ (*Psammodynastes*) が指定されていると思うんですけれども、そういう系統的にはちょっと違う、アカミミガメに見た目がよく似ているものがいたらここで議論しておいたほうが良いと思うんですけれども、そういうものは該当ないでしょうか。

【安川委員】 基本は*Trachemys* (アカミミガメ属) というのは割と特徴的な種類ですので、同属種がほとんどなんですけれども、同属種に近いぐらい似ているのが存在するのが、今言ったニシキガメやクーターガメ属との雑種で、実際に全く何だか分からない変わった*Trachemys*を手に入れて同定してくれと言われるケースがたまにあるのですが、そういうケースはほぼミシシippアカミミガメとクーターかアカハラガメ系との雑種なんですね。

【戸田委員】 なるほど。分かりました。そこはそういう扱いでいいのかなと思いました。

ちなみに、カメの細かい話になりますけれども、このアカミミガメ属の*scripta*以外の種で中南米にいるものは、僕もほとんど見たことはないですけれども、近縁の*Pseudemys* (クーターガメ属) などと見分けはつくんでしょうか。アカミミガメとアカミミガメ属の他種の見分け、それから、アカミミガメ属と近縁の別属の種との見分けは、それぞれそんなに難しくないのでしょか。

【安川委員】 知識があればそれほど難しくはないと思うんですけれども、ただ、やはり経緯を知らない方が多いので、それとあと、ほぼ日本語で書かれたものが、私が一部『クリーパー』で紹介したようなものはありますけれども、そういうのを除くとほとんど絵合わせで、かなりいい加減なインボイスネームで輸入される結果、何だか分からない。かなり混乱していることが多いですね。

【戸田委員】 分かりました。どうもありがとうございます。

【長谷川座長】 ありがとうございます。*Trachemys*と*Chrysemys* (ニシキガメ属)、クー

ターの属名は何でしたか。

【安川委員】 *Pseudemys*ですね。

【長谷川座長】そこは、むしろここに含めてもいいんじゃないだろうかというコメントですかね。

【戸田委員】それは行き過ぎじゃないですかね。どうでしょう。

【安川委員】それをやり過ぎると煩雑になり過ぎるといえるか、多分 *Pseudemys*、*Chrysemys* の、いわゆる純血のものは割と普通に輸入されていますので、多分ヌマガメ科の中ではミシシippアカミミガメに次いで多く輸入されているのがそのあたりで、アカミミガメの中の亜種のキバラガメとかカンバーランドキミミガメよりも下手したら普通に見かけるものですよね。実際、もしかしたらこのアカミミが輸入できなくなったら代わりにという代表になりそうな種で、実際、ヨーロッパではアカミミの輸入が止まって以降、野外で *Pseudemys* の目撃が相次いで、ヨーロッパの研究者から、こんなのが出て、多分北米のやつだと思うんだけど、何だろうかという問合せがアメリカの淡水ガメ研究者にいっぱいあるという話を聞きます。ちなみに、*Chrysemys* のほうはアカミミガメ並みに北部にまで分布していて、EU の規制で対象に入っているんで、比較的南部のほうにいて、低温にそれほど強くないとされているクーター類が代用品扱いされることが多いですね。なので、養殖のポテンシャル的にも大きいですし、それを入れてしまうと膨大な量が（入る）。

【長谷川座長】飼育をしたいとか、手に入れたいという人たちが潜在的にはいるということですよ。そういう人たちも含めて、今回、この指定に関連して、きちんと飼育して野外に放出しないようにということをアカミミガメをお手本にして、そういう文化を整えていく。そういう流れを何とか整えていく必要があるのではないかと思います。そのためにも、適用除外ということの抜け道みたいな印象ではなくて、ここで適用除外して、ちゃんと飼育しましょう。その飼育する上でのいろいろな届出をどうやってスムーズに、いろんなカメを手元に置いて愛でていきたいという人たちの気持ちに寄り添った形でこの法をうまく適用していく、あるいはそこをサポートすることが大事なのかなと思いますので、今回の特定外来種の指定の中でちゃんとカバーできる基礎ができましたというのが、この指定の大事な要点かなと思いますが、どうでしょうか。どんどん止めていくと、たちごっこになるみたいな感じなので、そこを何とか止めなければいけないということだと思います。戸田委員、お願いします。

【戸田委員】 今、長谷川座長がおっしゃったのは、まさにそのとおりだと思いますし、今後カメを飼育するということをどう考えるのかとか、ものすごい長寿命、数十年という寿命を持つ生き物を個人で飼育するというのをどう捉えるのかとか、そういうことにつながっていく議論かなと思います。平均何年生きるのかはなかなか分かっていないと思うんですけれども、20～30年は普通に生きるものだと思います。そうすると、例えば今私が飼育して、20年後、私は何歳になっていて、どういう状況になっているのか、足腰はちゃんと立つのかみたいなことを考えると、個人で責任を持って20年なり30年なりという時間、キープし続けられるのかどうかということは、やっぱりよく考えなきゃいけないし、この資料3で飼養に関しては許可不要であるとはいえ、これはアカミミガメに限らず、数十年生きるものを、個人でちゃんと責任を持って終生飼養が果たしてできるのか。そこを、どういう資質、考え方の下、30年後大丈夫だと言い切れるのかをよく考える必要があるのかなと思いました。

すみません。また戻る感じで恐縮なんですけれども、さっき安川委員の御発言の中でアカミミガメの代替利用の話がちょっと出てきて、そこは今回の指定と関連して重要な部分になるかなと思います。専門家の安川さんの前で私が言うのもあれですけれども、私の認識としては、*Pseudemys*属とか*Chrysemys*属のものはミシシippアカミミガメとは大分違って、ミシシippアカミミガメのほうがはるかに頑健な種類で、そのまま何とかクーターが代替利用されるとか、何とかニシキガメが代替利用されるわけではないんじゃないかと思います。その辺、安川委員の御意見をお聞きしたいと思うんですけれども、いかがでしょうか。

【安川委員】 クーター類とかニシキガメ類は幼体のうちに弱いということがありまして、そこまで飼育は容易ではないんですけれども、1種だけかなり強いのがおりまして、フロリダアカハラガメというのがいます。これがミシシippアカミミガメに次いで頑健な種と言われている代物で、フロリダ半島とかにいるのでミシシippアカミミガメより若干寒さに弱いのではと言われているのですが、ただ、いろいろと話を聞くと、割と普通に東京都下辺りとか北関東辺りの屋外でも越冬しているような感じで、しかも、アカミミガメと一緒に入れても負けない。大体クーターとアカミミと一緒にいると、クーターのほうがいじめられてしまったり、日光浴場所とか餌の取り合いで負けるというのがあるのですが、それでもしぶとく生き延びて、ちゃんとでかくなったりする。体型的にもアカミミよりさらにマッシブになるという厄介な代物で、アカミミが入っていれば交尾相手がそ

うそういないから、アカミミと交雑して消えてくれるんだろうけれども、ひそかにカメ屋の中では、アカミミがいなかったらやばいんじゃないかと言われているのがこのフロリダアカハラガメです。

アカハラガメと言われているのには3種いて、キタアカハラガメはもっと北のほうまでいて寒さにも強いとされているのですが、それほど流通していなくて、もう一種のアラバマというのは非常に数が少ない上に、アメリカ合衆国が厳重に保護しているので流通量がかなり限られる。ただ、そういうものでも、近年、種親が出回って輸入があるので、聞いてみたら、このアラバマアカハラガメもフロリダ並みに丈夫だという話を聞いて、ちょっと怖くなったりもしたのですが、多分クーター類はそこまで問題にならないと思うんですけども、アカハラガメのほうは、アカミミがない環境ではびこったりすると、ちょっとやばいかもしれない。

【戸田委員】 分かりました。どうもありがとうございます。だから、すぐ指定というものでもないと思いますので、そこは先ほどのカメ飼育文化をどうするかということも含めて、今後ちょっと注意して見ていく部分かなと思いました。ありがとうございます。

【安川委員】 もうちょっとだけ追加しますと、割と大丈夫な点は、多少値段が高いので、マニアとかが欲しがるほど珍しくはないけれども、一般で普通にささっと買うには高過ぎるぐらいの値段で流通している。数千円から1万円弱ぐらい。これが大量に増やされて1000円を切るようになってしまうと、ちょっと問題になるかもしれないけれども、現状ではそこまで値段も下がっていないんで、という感じですね。

【戸田委員】 ありがとうございます。

【長谷川座長】 日本のカメの飼育文化を考えると、江戸時代から普通にいたイシガメがゼニガメとして愛でられてイシガメが減ってきて、それがクサガメ、ゼニガメになって、それも減ってきたから安く入れることができるちょっとエキゾチックなアカミミガメに置き換わって、しかも安いから大量に輸入されたということが根源にあると思うんですよ。なので、空理空論かもしれませんが、イシガメが比較的日本に戻っていくという理想を持ちながら、外国のカメは高価で、野外に出さずにしっかりと飼い続けましょうというふうなイメージかなと思います。飼育のほうは私はとんちんかんなことを言っているかもしれませんが、きちんと飼い続けることが大事ですよ。

【安川委員】 そうですね。特に餌とか飼育法がある程度普及してしまったので、今はネットでちょっと調べたぐらいで20年、30年飼えるぐらいの知識は手に入ってしまう。

【長谷川座長】 やっぱり長く飼えば愛着が湧きますよね。厄介だからといって逃がすということではないように徐々に変わっていつてもらえているのかなという期待もするんですけれども。

【安川委員】 ある程度長生きするし、そうそう手放したりできないし、公園に捨てたことをブログに書いたら袋だたきに遭いかねないんだということは少しずつ広まったりしているので、それもあって、輸入量が昔から見ると数十分の1にまで減っているんだろうなとは思いますが。

【戸田委員】 先ほどの発言を繰り返す感じですが、資料3別紙のマルバツの表を見てみたいと思うんですけれども、結局、飼い続けることは許可も不要でよいとか、これを見ると、流通は駄目だけれども、野外で小ガメを捕ってきて飼い始めることも別に問題はないというふうに読めると思うんですけれども、そういう理解でよろしいでしょうか。

【長谷川座長】 環境省さん、どうでしょうか。

【水崎総括】 戸田委員、御指摘ありがとうございます。おっしゃるとおり、外で捕ってきて飼うということ自体は可能となります。その後、放出してはいけないということです。

【戸田委員】 私が住んでいる周りの水路にも普通にミドリガメは見られますけれども、かわいいといって捕ってきて、おうちに持ってきて飼い始めることは容易にできる。その個体はうまく飼えば30年生きる。10歳の子供が捕ってきたら、その人が40歳とか50歳のおじさん、おばさんになるまでずっと生きていくということ、その辺を安易にやるなよというメッセージと先ほどのカメの飼育の話とはすごく連動するなと思います。捕ってきたが最後、あげるか、殺すか、要は死ぬまでずっと誰かが面倒を見なきゃいけない。だから、この資料3別紙の中で青い○が2つあるんですけれども、この青い○の重みですね。これは、寿命がもっと短いアメリカザリガニとは大分意味が違うと思いますので、カメを捕ってきて飼うということは禁止はされていないけれども、果たして合法的にそれがちゃんとできるのかどうかをよく考えましょうということは、ちゃんとメッセージとして伝えていく必要があることだなと思いました。以上です。

【長谷川座長】 ありがとうございます。ちょっと突拍子もない話になってしまうかもしれませんが、東京都の埋立地には橋でつながれた公園があって、そういうところで、どこかには行かないけれども、ここに入ったらずっと生きています。例えばNPOとか自治体が承知した上でここに集めて、外来種を殺すのではなくてキープする。そういう

タイプの都市公園みたいなものを積極的に考えるということを発案したときに、今回の法改正で、それは可能なんだろうか。もし可能であるならば、そういうやり方もあるのか。目の敵にして全部駆除して回るんじゃないくて、そういう場所を残しておくということだっであり得るのかなと、座長らしからぬ発言ですけれども、いろんな可能性があるかと思っいて、戸田委員あたり、どうですかね。

【戸田委員】 この後、資料2とか3に戻って追加の情報収集とか防除のことを少し残りの時間で議論する必要があると思います。今の長谷川座長の話は、野外にいるものをどうするかということで、先ほど安川委員からも、野外にもうかなりたくさんいるので、その防除をどういうふうインセンティブを持って進めるかという話が出ましたけれども、やはりアカミミガメに関しては、指定して終わりではなくて、国内にいる飼育下のストックと野外のストックをどうするのかというところを引き続き考えなきゃいけないと思います。カメの防除はできるけど、結構大変で、閉鎖された狭い水域で検出限界以下に近い状態に持っていくことは恐らくできるけれども、開放水系とか流水環境ではそれができた事例はないと思いますし、10年前ぐらいに思われていた以上に野外でどんどん繁殖して、今も再生産を繰り返している状況だと思いますので、埋立地にストックする場所をつくって、そこにぼんぼん持っていくということがよいかどうかというところがにわかに考えにくい部分かなと思います。とにかく防除は進めなきゃいけないと思いますし、900万頭いると言われているものを一律に全国から取り除くのはなかなか難しいでしょうから、優先順位を決めて、誰が主体になるかということを考えながら、目に見えてうまくいったという成果をちゃんと積み重ねていく、それを公表して情報共有していくというあたりが重要なかなと思います。

【長谷川座長】 ありがとうございます。さっきちょっと乱暴ということ意識しながら発言をしましたがけれども、野外で900万、飼育下で100万という9対1の状態を、全体を減らしながら、野外が6で飼育下で4みたいにして飼育下でコントロールできている状態の個体数を増やししながら、野外のアカミミガメを減らす。減らすときに、どこを優先的に減らして自然を取り戻していくのか、アカミミガメによって抑圧されていたような在来の生物を開放するということと合わせながらデザインをしていくことになるのかなと思います。そういうことをアカミミガメだけの話じゃなくて、水辺の生態系をどう再生するかという観点の中に、アカミミガメの問題をうまく落とし込んでいく段階に来ていますよということによろしいんですかね。しかも、今、戸田委員がおっしゃったように、そのモデル

を示していく。モデルで示していくときには、自治体なり国なりのサポートがあって、なるほど、このやり方がいいんですね。じゃ、お手本として進めていきましょう。それと同時に飼育を続けてもらうということの文化も育てていく。アカミミガメ対策を通して日本の自然を取り戻していくということの道具立てというか、ツールとしてうまく使っていくような事業をうまく展開できるのが大事なのかなと思ったのですが、そういう考えでよろしいんじゃないかというのは大まかな賛同を得たとしても、それを具体的に、技術的にどう可能にするのかということとちゃんと共有していくことが大事なのかなと思います。そういった点で、お手本として防除も含めてのいい事例とかを御紹介いただけると思います。いかがでしょうか。大林さん、お願いします。

【大林室長】 まさに座長のおっしゃられるとおりに思っています。今回のことを契機に、水辺の生態系をどのように取り戻すかということについていろいろ考えていかなければいけないと思っています。やはりこれだけ数があるので、一斉にやるのはなかなか難しい。まず、今回いろいろと法改正に向けて準備を進めていく中で、これらのカメとかザリガニも含めて、まだ侵入していないところがありますので、侵入していない、また少ないところ、さらにそこに貴重な生態系、希少な昆虫とかがいるところに関して、まずは優先的に対応していくのかなと感じています。それらで実績を重ねること、また同時に、今年、アカミミガメのマニュアルとかアメリカザリガニのマニュアルを出したのですけれども、それらももう少し使いやすい形に変えながら、皆さんで使ってもらえるようにするということ。

さらに、先ほど戸田委員のおっしゃられたことなんですけれども、安易に飼って増えていくということは非常にまずいことですので、今環境省のほうでは、特にアカミミガメに関しまして、先ほどおっしゃられたように20年とか30年生きるものですので、そういう生きものを飼うということはどういうことなのかというような、アカミミガメの影響も含めての動画を作って、今環境省のホームページで順番に公開しているところですので、それらを含めて、また学校教育も含めて、いろんな機会を生かして、今回の法改正を水辺の生態系を取り戻すということも含めていろいろ周知をしていきたいと思っています。以上です。

【長谷川座長】 ありがとうございます。戸田委員、お願いします。

【戸田委員】 今のお話も非常に重要な部分だと思いました。関連して、資料2の中身の話が全然していなかったもので、資料2を見ていきたいと思うんですけれども、課題はいろ

いろいろあるけれども、今回の指定に関しては、まず問題ないと思います。資料2の2ページの「評価の理由」のところで、これは大体そうだろうと思うんですけども、野外で本当に930万個体かどうかは推定のやり方にもよるでしょうし、分からないところだと思うんですけども、一方で、飼育数が110万世帯／160万匹というのは、感覚的にはこんなにも多いのかよという感覚があって、もっと少ないような気がします。最近ペットショップとかホームセンターで売られているのもとんと見ませんし、縁日でカメすくいというのも、もう何年も私自身は見えていないですし、今はもっと減っているんじゃないかという気もするので、どのぐらい実際に飼われていて、どんな状況になっているのかというところは、いま一度新しい情報を取ることをしてもいいのかなということは思いました。

関連して、3ページの上から中ほどの被害の状況ですけども、1つは農林水産業の被害で、今日、農林水産省の方もいらっしゃっていると思うんですけども、レンコン、稲、それから内水面の水産業への影響ということが「農林水産業に係る被害」のところで出ているんですけども、これだけ野外にたくさんいて、場所によってはすごく高密度なので、ちょっと過小評価されている部分もあるんじゃないかと思います。一方で、稲がもしばりばり食われていけば農家さんが黙ってはいないでしょうから、思ったほどはないのかもしれませんが、この辺の産業被害のところについてももう少し体系的に情報が集められるとよいかと思いますし、そういう被害があるところ、被害の生じるおそれのあるところで集中的に防除していくというのは、今後重要かなと思います。

いろんなことを続けてしまいますけれども、その1つ上、「生態系に係る被害」のところで、やっぱり日本の本土部においてはニホンイシガメとの関係が最も気になるところで、アカミミガメが入ってきて在来種ニホンイシガメが減っているという事例はあると思うんですけども、それが直接競合とか捕食みたいなことによるのかどうかというのはなかなか評価しにくい部分もあると思います。先ほど座長のおっしゃった水辺生態系を取り戻していくという中で、ニホンイシガメが残っていてアカミミガメにやられつつあるようなところをうまく見つけて、そこでアカミミガメの防除をしながらニホンイシガメの回復を図りながら、もちろんアカミミガメだけではない他の外来種も含めて良い環境にしていく。そういうことのモデル的なことをニホンイシガメの分布域のどこかでやれるとよいんだろうなと思います。それはもう既にアカミミガメプロジェクトとか幾つか進んでいるものだと思うんですけども、池を1回干せば、もうカメがいなくなって、後は再侵入を防止すればいいというようなものでもなさそうなので、息の長い水辺の再生の取組を誰がど

ういうふうに取り組むのか、それをどうサポートするのかということは、もう既にかなり検討はされていると思うんですけども、改めてこのアカミミガメの指定を機に、てこ入れをして、それをモデル的に進め、うまくいったらうまくいったということをちゃんと情報発信するというのがすごく重要なかなと思います。

すみません。長くなりましたが、以上です。

【長谷川座長】 ありがとうございます。大林室長さん、お願いします。

【大林室長】 戸田委員、ありがとうございます。まず、飼育の頭数ですけども、今回、国会で議論して法律改正に至ったときにも議論したんですけども、「当面の間」ということになっていますので、その「当面の間」はどんな間かということ、野外の個体数と飼育数が一定程度、特に飼育数に関して注目していかないといけないと言われておりましたので、この飼育数に関しましては、これからも追っていかないといけないと思っていますので、今後調査をしていきたいと思っています。

先ほどインガメとのこととアカミミガメプロジェクトの話をしましたけれども、アカミミガメプロジェクト等に関しては、自治体と協力してやってきているところがあります。今回、責務のこともありますので、自治体等も含めていろんなところで、いろんな方と協力してやっていけたらと思っています。

農水のほうに関してもう少し、今のところある程度状況はあって、もちろん今後も追っていかないと思うんですけども、取りあえず現状はこのぐらいでいいかなと考えているんですけども、農水さんのほうでコメントがもしありましたらお願いします。

【長谷川座長】 そうですね。ほぼ終盤に差しかかってきましたので、農水省さんのほうから御意見をいただけるとありがたいのですけれども。

【農林水産省 古林課長補佐】 農林水産省、古林と申します。いろいろと大変勉強させていただきました。アカミミガメの農林水産業に係る被害なんですけれども、こちらにありますように、一部確認をされていないわけではないという認識ですが、統計的にこうという状況ではありませんので、引き続き情報収集はしていきたいと思っています。ありがとうございます。

【長谷川座長】 戸田委員からいろいろ目配りをしていただきながらコメントをいただきまして、ありがとうございます。

大体予定の時間が近づいてきたのですけれども、私から少しコメントをまとめというのもおこがましいんですけども、お話しさせていただきます。

今回の指定に当たっては、国内での大量放出を阻止しましょう、輸入を差し止めましょう、そして防除をちゃんとしていきましょうということが大きな柱だったと思いますが、改めて先ほど大林室長さんからいただいたように、防除に関しては、里山的なところとか良好な自然環境が残っているところでの侵入をいかに防止するかというのは1つの課題ですよねという話をいただきました。それを含めて、モデルをつくっていく際に、飼育文化や水辺の再生を考えていったときに、飼育者が多いということも考えると、井の頭公園とか石神井池は多くの方々が目にする場所で、視線も厳しいというか、あるいは温かく見守ってくれて応援するという目もあるという観点から、都市部における水辺の再生というふうな観点をモデルとしていくというのは、とても大事なことかなと思っています。再生するというときに、江戸の時代の自然環境はもうほとんどないにしても、そういった日本文化も含めて再生していくんだというときに、アカミミガメの代わりにイシガメを戻していくとか、そういったようなことを1つのモデルとして進めていくには、原生自然ではなく、都市部でこそこの舞台があるのかなということも感じています。例えば京都の町なかとか、そういったところも含めて今後、今回の指定をうまく活用していくことが大事かな、そこは飼育文化の造成にも関わるのかなと感想として思いました。

安川委員、コメントをお願いします。

【安川委員】 ニホンイシガメ以外に競合関係が生じるものとしてもう一つ、ミナミイシガメ。京都周辺のは外来種の可能性があるのですが、特に問題になるのはヤエヤマイシガメなんですけれども、実際、自然分布しているのは石垣、西表、与那国で、与那国はあまり聞きませんが、石垣ではアカミミガメの目撃例が近年増えているようで、西表はそこまですくないんですけれども、やはりいないわけではないみたいです。そういうのを考えると、こういう比較的まだアカミミが増えていない沖縄の島嶼での駆除が1つのモデルケースになるんじゃないかと考えています。例えば石垣島をアカミミガメフリーな状態にする。それは西表でもいいんですけれども、そういう島といってもそこそこ大きな島ですけれども、ある程度生息可能な場所は本州全体を考えると狭い範囲で、モデルケースとしては囲われていて、外への出入りがある程度監視できるということも含めて有効なんじゃないかということをちょっと考えています。

実際、沖縄本島ではアカミミガメとヤエヤマイシガメは同所的に中部の池なんかで姿を見かけることが多くありまして、同じようなところにおいて、同じ池に昼間行くとアカミミがたくさんいるけれども、夜その池に行ってみると岸部にミナミイシガメがいて、日光浴

場所としての競合はそこまでないにしても、多分同じようなものを食って似たような生活をしているんだろう。そういうのを考えると、防除のモデルケースの一つとして、石垣島みたいな島でというのを考えてみるのも有効なのではないかと考えています。以上です。

【長谷川座長】 安川委員、フォローをありがとうございました。

【戸田委員】 今の沖縄本島の話は国内外来種ヤエヤマシガメと国外外来種アカミミガメが同所的にいるという理解でよろしいですね。

【安川委員】 そうです。

【戸田委員】 分かりました。ありがとうございます。

【長谷川座長】 1、2、3ではなくて4から始まって入り口のところまでいろんな意見をいただきまして、ありがとうございました。よろしいでしょうか。大体カバーできた議論をいただけたかと思います。事務局さんには議事録をうまくまとめていただいて、本会議のほうにうまく報告できるようにしたいと思いますので、御協力をよろしく願いいたします。

安川委員、何かございますか。

【安川委員】 すみません。1つだけ言い忘れていたことがあったのですが、今年、京都新聞に出た資料でも取り上げられている琵琶湖ではえ縄でアカミミの被害が出ているという記事を私も読みまして、淡水の漁業に関する影響は盲点だったなと思っていろいろ調べてみて、あまり資料はないんですね。そのあたりを京都新聞が今回取り上げたわけですが、実際、淡水面の漁をやっている湖沼は結構あるわけで、そういうところは漁業組合のようなものがあると思うので、そういうところに詳しい聞き取り調査をすると、もう少しデータが揃うのかなと考えました。そのあたりは既にやられているかもしれませんが、今後、被害ということを考えていく上で考慮していただけたらと思います。ちょっと言い忘れたので追加させていただきます。

【長谷川座長】 ありがとうございます。両生類・爬虫類を専門とする研究者や愛好家の人たちは、人口でいえばそれほど多くはないと思いますが、やはり生態系の中でとても大事な位置にいる生き物だと思いますし、かなり愛着を持って研究してくださっている方もいますので、そういう方が今後も頑張って自然再生も含めて、あまり近視眼的じゃなく、土台は両生・爬虫類にあるにしても、自然環境の保全・再生全体に目配りをしながら、この特定外来種の問題をちゃんと位置づけて良好な自然環境を取り戻して保全していく、あるいは再生していくんだというところに、これからも頑張らなければいけない立場の私た

ちなのかなと思います。それを最後にコメントとして事務局にお返ししたいと思います
が、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

【安川委員】 はい。

【事務局】 長谷川座長、ありがとうございました。では、環境省さんから何かござい
ますでしょうか。

【大林室長】 長々とありがとうございました。今回、あくまでアカミミガメに関してス
タートしたということで、ここからがいろいろな面で頑張っていけないといけないと思っ
ています。その上で先ほど座長がおっしゃっていただいた協力していただけるというこ
と、非常に心強く思っています。また、皆さんが皆さん、どういうふうにやったらいいか
というのを分かっているわけじゃなくて、どういうふうに防除を進めていったらいいかと
か、また普及啓発していいかというところで結構悩みが生じると思っています。我々は来年度
の予算要求でも自治体等に専門家を派遣とか、そういうふうなことも考えていますので、
またその際にもいろいろとお聞かせいただければと思っております。

ともかくこの議論に関しましては、今後、10月を予定しております全体の会合を踏まえ
て、今回アカミミガメに関しまして、この案を基にということをお願いしたので、
アカミミガメを今後指定に向けて進めていきたいと思っております。ありがとうございました。

【事務局】 ありがとうございました。

それでは、以上をもちまして第9回特定外来生物等分類群専門家グループ会合（爬虫
類・両生類）を閉会といたします。ありがとうございました。